

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業に係る誓約書

千葉県知事

申請者	所在地	
	企業名称	
	代表者の役職・氏名	
連絡先	担当者名	電話番号

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱第 5 の 1 に基づき、下記の事項について履行することを誓約します。

記

- 1 以下の状況が生じたとき、関係自治体へ遅滞なく報告すること。なお、アに伴う関係自治体への報告は、当該外国人エンジニアの稼働状況（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等）を含むものであること。
 - ア 特例措置を活用して入国した外国人エンジニアを雇用したとき
 - イ 当該外国人エンジニアとの契約内容を変更したとき
 - ウ 当該外国人エンジニアが出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）違反又は刑罰法令違反となる行為をしたとき
 - エ 経営状況の急速な悪化等により当該外国人エンジニアの雇用が困難になる状況が予測されるとき
 - オ 当該外国人エンジニアを解雇したとき
 - カ 解雇した当該外国人エンジニアの帰国を確認したとき
- 2 解雇した当該外国人エンジニアに対して、当該外国人エンジニアが帰国すべき状況にあるときは、帰国指導を行うこと。
- 3 以下の場合に解雇した当該外国人エンジニアの帰国旅費を負担すること
 - ア 当該外国人エンジニアの責めに帰すべき事由によらず解雇等を行った場合
 - イ 当該外国人エンジニアが、病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できない場合
- 4 その他、要領によって定められた責務を果たすこと。